

令和 6 年度

私立幼稚園經常費補助金
配 分 基 準

大阪府 教育庁 私学課

令和 6 年度私立幼稚園經常費補助金配分基準

令和 6 年度大阪府私立幼稚園經常費補助金配分基準は、次のとおりとする。

1. 補助金の区分

本補助金は、教育条件や教員の能力開発及び資質向上、保護者負担の軽減、園運営の健全化等を図るため、一般補助（教職員数、学級数、園児数に応じた補助）、特別補助（3歳児の就園促進等を目的とする補助）に区分し、園独自の取組に対して加算し、算出する。

また、必要に応じて調整措置を行う（要素区分や各要素の内容については下表を参照）。

要素区分			要素の内容
一般補助	人件費関係	教員要素	学級数に応じて配分
		3歳児学級要素	3歳児を26人以上35人以下で編制する学級数に応じて配分
		加配教員要素	加配教員数に応じて配分
	運営費関係	職員要素	専任職員の配置に応じて配分
		研修要素 〔教員の能力開発及び資質向上分〕	補助対象となる研修に専任教員を派遣し、1人以上の専任教員が参加した園に配分
		情報公開要素（公開保育）	学校評価（学校関係者評価）の実施にあたり、公開保育の取組と学校関係者評価を組み合わせて実施した園に配分
		園要素	園の規模に応じて配分（園規模割と園児割）
特別補助	25人学級要素		3歳児を25人以下で編成する学級数に応じて配分
	3歳児就園促進要素		3歳児の就園状況に応じて配分
加算要素	処遇改善要素		補助対象教員数に応じて配分
	免許要素 〔一種免許状等の保有の促進分〕		幼稚園教諭一種免許状若しくは幼稚園教諭専修免許状を取得している専任教員（専任園長を含む）を配置する園に配分
	地域子育て支援要素		地域の子育て支援として園の施設・教育機能を広く開放する取組みを計画・実施した園に配分
	学校安全要素		安全確保の推進への取組みに応じて配分
	職業・ボランティア・文化・健康・食等の教育の推進要素		職業体験やボランティア活動、伝統・文化体験等の取り組みに配分
調整措置	定員管理調整		定員管理を図るための措置
	36人以上学級調整		学級定員管理を図るための措置
	小規模学級調整		著しい少人数学級への人件費（教員単価）の減額措置
	園長研修調整		園長の研修参加を図るための措置
	情報公開調整		財務情報及び学校評価を広く周知するための措置
	経営余力調整		経営余力の調整を図るための措置
	通園バス管理調整		通園バス運行の適正化を図るための措置
	一般管理調整		園運営の適正化を図るための措置
	最低保障調整		前年度の補助額を一定保障するための措置
	補助限度額による調整		補助限度を超える場合の措置

2. 補助金の計算方法

補助金の計算方法は次のとおりとする。

$$\{ (\text{一般補助} + \text{特別補助}) \times \text{補正係数} \times \text{圧縮率} \} + \text{加算要素} \pm \text{調整措置}$$

(1) 補正係数

各園の収支状況に応じて、一般補助＋特別補助の額に補正係数を乗じる。

補正係数は、前年度の事業活動収支計算書等に基づき、次の算式により得た比率に10%加算した数値とし、100%を上限とする。

〔算式〕

【支出】 人件費 ＋ 教育研究経費 ＋ 管理経費（福利費と渉外費を除く）

【収入】 事業活動収入 － 寄付金 － 施設整備費国庫補助金等

ただし、自園の幼稚園教育に直接関係のないと認められる支出がある場合は、その支出を算入しない。

(2) 圧縮率

全園の総配分額を予算の範囲内にするため、一定の率を乗じる。

令和6年度の圧縮率は、0.7889043とする。

〔最低限補助する額〕

全ての園を対象に一定の補助金額を配分できるよう、最低限補助する額を設定する。

上記「2. 補助金の計算方法」により算出した額（A）が、次の算式により算出した額（B）に満たない場合にあっては、当該算出額（B）を補助金額とする。

〔（A）＜（B）→ 補助金額（B）〕

〔算式〕 補助金額 ＝ ① ＋ ②

① 定員内実員×1人当たりの予算単価 206,689円 × 0.3 【千円未満切り上げ】

② 3歳児定員内実員×1人当たりの予算単価 13,500円 × 0.3 【千円未満切り上げ】

(3) その他

年度途中に休園等した場合の補助金額の算定については、別途定める。

※令和6年度は該当なし。

3. 基礎数値

配分の計算に使用する基礎数値は次のとおりとする。

(1) 園児数

5月1日現在の数に、5月2日以降入園し1月始業日現在在園する満3歳児の数を加えた数とする。

(2) 学級数

5月1日現在の数に、新たに設置した満3歳児のみで編制する学級数（1月始業日現在）を加えた数とする。

ただし、年度当初から特定の時期までは未就園児との混合学級であるものを年度途中で編制しなおした学級については、新たに設置した満3歳児のみで編制する学級には該当しない。

(3) 定員

5月1日現在の数値とする。

ただし、歳児別の認可定員を歳児別の認可学級数で除した数が、35人を超える園（園則上の少人数学級編制未実施園）の定員は、歳児別の認可学級数に35人を乗じて得た数とする。

(4) 専任教員（専任園長を含む）数及び専任職員数

5月1日現在、通常どおり勤務している数とする。ただし、年度途中の退職等により変動することがある。

4. 各要素の算出方法

(1) 一般補助

要素区分	算出方法等													
人件費 関 係	1. 教員にかかる要素の基本的な考え方													
	(1) 教員にかかる要素の区分													
	専任教員（専任園長を含む）の人件費は、次の3つの要素に区分して配分する。													
	<table><tr><td>教員要素</td><td>認可内実学級数＋1</td></tr><tr><td>3歳児学級要素</td><td>実態上、26人以上35人以下の3歳児の認可内実学級数</td></tr><tr><td>加配教員要素</td><td>加配教員数（上限は定員内実員による）</td></tr></table>	教員要素	認可内実学級数＋1	3歳児学級要素	実態上、26人以上35人以下の3歳児の認可内実学級数	加配教員要素	加配教員数（上限は定員内実員による）							
	教員要素	認可内実学級数＋1												
	3歳児学級要素	実態上、26人以上35人以下の3歳児の認可内実学級数												
	加配教員要素	加配教員数（上限は定員内実員による）												
	(2) 教員の対象数の考え方													
	専任教員数（専任園長を含む）をもとに、まず教員要素の対象数、次に3歳児学級要素の対象数、最後に加配教員要素の対象数を決めていく。													
	※教員はA、B、Cの順に対象としていく。													
※補助対象教員数＝A＋B＋C														
<table><tr><td>各園の教員の構成</td><td>要素の区分</td><td>対 象 数</td></tr><tr><td>専任園長</td><td rowspan="3">教員要素</td><td rowspan="3">認可内実学級数＋1</td></tr><tr><td>5歳児、4歳児の学級担任</td></tr><tr><td>3歳児の学級担任</td></tr><tr><td>3歳児の副担任</td><td>3歳児学級要素</td><td>26人以上35人以下の3歳児の認可内実学級数</td></tr><tr><td>加配教員</td><td>加配教員要素</td><td>残りの教員数 ※上限は定員内実員による</td></tr></table>	各園の教員の構成	要素の区分	対 象 数	専任園長	教員要素	認可内実学級数＋1	5歳児、4歳児の学級担任	3歳児の学級担任	3歳児の副担任	3歳児学級要素	26人以上35人以下の3歳児の認可内実学級数	加配教員	加配教員要素	残りの教員数 ※上限は定員内実員による
各園の教員の構成	要素の区分	対 象 数												
専任園長	教員要素	認可内実学級数＋1												
5歳児、4歳児の学級担任														
3歳児の学級担任														
3歳児の副担任	3歳児学級要素	26人以上35人以下の3歳児の認可内実学級数												
加配教員	加配教員要素	残りの教員数 ※上限は定員内実員による												
2. 補助の対象となる専任教職員の要件														
専任教職員の要件は以下のとおりとする。														
また、この他、基礎資料調査および満3歳児入園に係る基礎資料調査の依頼時に通知した「留意事項」を遵守すること。														
(1) 専任園長（※1）														
専任園長とは、次の各号の全てに該当する者とする。														
(ア) 原則として、私立学校教職員共済組合に加入していること。														
(イ) 勤務日数が週平均5日以上であること。														
1日の勤務時間は、就業規則に基づくものとする。（※2）														
なお、就業規則で定められた勤務時間内は幼稚園業務に専念し、保育所等関連施設の業務及び未就園児クラスの業務など他業務を行っていないこと。（※3）														
(ウ) 当該学校法人から主たる給与の支給を受けていること。														
(エ) 府に専任として、届出を行っていること。														

要素区分	算出方法等
人件費 関 係	(2) 専任教員(※1) 専任教員とは、有効な幼稚園教諭免許状または養護教諭免許状を有する者のうち、次の各号の全てに該当する者とする。(※4) (ア) 5月1日時点で、免許状が有効であること。 (イ) 原則として、私立学校教職員共済組合に加入していること。 (ウ) 勤務日数が週平均5日以上であること。 1日の勤務時間は、就業規則に基づくものとする。(※2) なお、就業規則で定められた勤務時間内は幼稚園業務に専念し、保育所等関連施設の業務及び未就園児クラスの業務など他業務を行っていないこと。(※3) (エ) 当該学校法人から主たる給与の支給を受けていること。 (3) 専任職員(※1) 専任職員とは、次の各号の全てに該当する者とする。 (ア) 原則として、私立学校教職員共済組合に加入していること。 (イ) 勤務日数が週平均5日以上であること。 1日の勤務時間は、就業規則に基づくものとする。(※2) なお、就業規則で定められた勤務時間内は幼稚園業務に専念し、保育所等関連施設の業務及び未就園児クラスの業務など他業務を行っていないこと。(※3) (ウ) 当該学校法人から主たる給与の支給を受けていること。 (※1) 年度途中の退職者については基礎数値に影響するため、必ず私学課に報告すること。 (※2) 就業規則に定める勤務時間は、6時間以上で、かつ、当該幼稚園の園則に定める教育時間等を含む時間であること。 (※3) ここでいう「関連施設」とは、大阪府内外を問わず、幼稚園、保育所(認可の有無を問わない)、認定こども園、小規模保育事業等地域型保育事業、宗教法人施設等をいう。 関連施設について疑義のある場合は事前に私学課に確認すること。 ここでいう「未就園児クラス」は、特定の未就園児を対象として恒常的なクラス編成のもとに保護者と離れることを常態とする保育活動のことをいい、親子登園や不特定多数の未就園児を対象とする活動はこれに該当しない。 「関連施設の業務」「未就園児クラスの業務」には、随時指示や協議等を行う非常勤的な業務を含む。 関連施設の業務に関して、他の補助事業等の対象教職員となっていないこと(例：保育所等の処遇改善等加算の対象職員等)。 ただし、当該幼稚園の預かり保育や特別支援等に係る市町村の独自事業については、事前に学校法人から申出があり、府私学課が認める場合のみ、これを認める。 (※4) 専任教員の特例として、産休・育休中の専任教員(以下、「産休等教員」という。)の代替教員を、以下の各号全てを満たす場合には専任教員として補助対象とする (産休等教員1名に対して 代替教員1名まで算入可能)。 (ア) 代替教員が、幼稚園教諭免許状又は養護教諭免許状を有していること。 (イ) 代替教員が、未就園児クラスを担当していないこと。 なお、代替教員による産休等教員の業務の代替については、複数の兼任教員による代替も認めるものとする。 (ウ) このとき、産休等教員の給与は無給でもかまわない。代替教員については、私学共済の加入の有無、勤務日数は問わない。

3. 補助単価

各園の補助単価は、全園の専任教員の前年度年間平均給与額〔i〕を基準とする。

要素	補助単価
教員要素	全園の専任教員の前年度年間平均給与額〔i〕の1／2
3歳児学級要素	全園の専任教員の前年度年間平均給与額〔i〕の1／4
加配教員要素	全園の専任教員の前年度年間平均給与額〔i〕の1／2

人件費関係

教員要素

算出方法

補助単価 × 補助対象教員数

補助単価

213万円（〔i〕の1／2）

補助対象教員数

認可内実学級数＋1・・・（b）
ただし、補助対象教員数は全ての専任教員（専任園長を含む）数（a）を上限とする。

3歳児学級要素

算出方法

補助単価 × 補助対象教員数

補助単価

106万円（〔i〕の1／4）

補助対象教員数

26人以上35人以下の3歳児の認可内実学級数
ただし、歳児別定員の定めがない園（小規模及び複式学級編成園）の3歳児の認可学級数は、全ての認可学級数を3で除した数とする（小数点以下切捨て）。・・・（c）【（a）－（b）を上限】

※園児数の算出にあたっては5月1日時点で在籍する園児の退園は考慮しない。

加配要素

算出方法

補助単価 × 補助対象教員数

補助単価

213万円（〔i〕の1／2）

補助対象教員数

全ての専任教員数（a）から教員要素（b）及び3歳児学級要素（c）の補助対象教員を引いた数とする。・・・（d）
ただし、上限は以下のとおりとする。

<令和4年度以降>

	区分						
定員内実員規模	～99人	100人～149人	150人～199人	200人～249人	250人～299人	300人～349人	350人～
加配上限	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人

※定員内実員の減少により、当年度の加配上限数が前年度を下回る場合に限り当年度と前年度を比較し、定員内実員が大きい年度の区分を採用する。

要素区分		算出方法等
		(例) 令和4年度 定員内実員 155人 令和5年度 定員内実員 148人⇒3人(令和4年度定員内実員155人をもとに算定) 令和6年度 定員内実員 142人⇒2人(令和5年度定員内実員148人をもとに算定)
	職員要素	補助対象園 専任職員を1人以上雇用している園 算出方法 補助単価 × 1人 補助単価 213万円 (全園の専任職員の前年度年間平均給与額の1/2(225万円)ただし、〔i〕の1/2(213万円)を上限とする。)
運営費関係	研修要素 (教員の能力開発及び資質の向上分)	算出方法 下記単価による 補助単価 20万円 (4月～11月の期間内に専任教員が補助対象研修に参加した場合) 専任教員(園長を除く) 対象者 国、地方公共団体、公益法人等、及び教職員等で構成される教育・研究団体、私立学校の振興を図ることを目的とする団体が主催する研修に専任教員が参加した場合、対象とする。 ただし、新規採用教員研修、学校内のみで実施される研修(主催者が当該学校、当該学校と同一学校法人である場合を含む。)及び教員の資質向上に繋がらない状況報告会等については対象としない。
	情報公開要素 (公開保育)	補助単価 30万円 補助の要件 下記の要件をすべて満たすこと (1) 幼児期の教育、保育に専門的知見を有する外部有識者の協力を得て公開保育を実施していること (2) 当該公開保育の実施にあたり、下記の者が参加していること ① 学校関係者評価の評価者の全部または一部 ② 他の幼稚園、認定こども園、保育所の職員、地域の幼児教育関係者、小学校等の他校種の教員等 (3) 当該公開保育の結果が学校関係者評価に反映されて、公開されていること ※オンラインで開催した場合も対象とする。

要素区分		算出方法等																							
運営費関係	園要素	算出方法	A + B (千円未満切捨て)																						
		A 園児割 40,000円 × 補助対象園児数(定員内実員) ※補助単価は、全園の前年度の事業活動支出の内、教育研究経費の消耗品費・行事費・保健衛生費・研究費・報酬委託手数料・賃借料・光熱水費・旅費交通費・通信費及び損害保険料の1人当たりの平均額(80,000円)の1/2の額。 B 園規模割 <table><tr><th>定員内実員規模</th><th>単価</th></tr><tr><td>～29人</td><td>2,667,000円</td></tr><tr><td>30人～49人</td><td>4,267,000円</td></tr><tr><td>50人～99人</td><td>5,868,000円</td></tr><tr><td>100人～149人</td><td>7,468,000円</td></tr><tr><td>150人～199人</td><td>9,068,000円</td></tr><tr><td>200人～249人</td><td>10,669,000円</td></tr><tr><td>250人～299人</td><td>12,269,000円</td></tr><tr><td>300人～349人</td><td>13,870,000円</td></tr><tr><td>350人～399人</td><td>15,470,000円</td></tr><tr><td>400人～449人</td><td>17,071,000円</td></tr><tr><td>450人～</td><td>18,671,000円</td></tr></table> ※補助単価算出方法 (a) 全園児数の中央値が含まれる規模を基準規模とする。 (b) 前年度事業活動支出のうち教育研究費(A園児割の単価算出に用いた経費は除く)と管理経費(減価償却費は除く)の全園の支出額の中央値を全園の園児数の中央値で除した値に2分の1を乗じた額を園児1人当たりの支出額とする。 (c) 基準規模の中央値の園児数に園児1人当たりの支出額を乗じた額を基準単価とする。 (d) 定員内実員規模に応じて、基準単価に一定の係数を乗じる。		定員内実員規模	単価	～29人	2,667,000円	30人～49人	4,267,000円	50人～99人	5,868,000円	100人～149人	7,468,000円	150人～199人	9,068,000円	200人～249人	10,669,000円	250人～299人	12,269,000円	300人～349人	13,870,000円	350人～399人	15,470,000円	400人～449人	17,071,000円
定員内実員規模	単価																								
～29人	2,667,000円																								
30人～49人	4,267,000円																								
50人～99人	5,868,000円																								
100人～149人	7,468,000円																								
150人～199人	9,068,000円																								
200人～249人	10,669,000円																								
250人～299人	12,269,000円																								
300人～349人	13,870,000円																								
350人～399人	15,470,000円																								
400人～449人	17,071,000円																								
450人～	18,671,000円																								

(2) 特別補助

要素区分	算出方法等									
25人学級要素	算出方法	補助単価 × 補助対象学級数								
	補助単価	106万円（全園の専任教員の前年度年間平均給与額の1／4）								
	補助の要件	3歳児の認可定員が1学級当たり平均25人以下であること。ただし、歳児別定員の定めがない園（小規模園及び複式学級編制園）については、全ての認可定員を全ての認可学級数で除した平均が25人以下であること。								
	補助対象学級数	25人以下の3歳児の認可内実学級数 ただし、3歳児の認可内実学級数から3歳児学級要素の対象数を引いた数を上限とする。								
3歳児就園促進要素	算出方法	{(評価点)×補助単価＋12,000円}×3歳児の定員内実員								
	補助単価	6,000円								
	評価点	<table><tr><td rowspan="3">評価点</td><td>実員に占める3歳児の実員の割合が、25%以上</td><td>3点</td></tr><tr><td>実員に占める3歳児の実員の割合が、20%以上25%未満</td><td>2点</td></tr><tr><td>実員に占める3歳児の実員の割合が、20%未満</td><td>1点</td></tr></table>		評価点	実員に占める3歳児の実員の割合が、25%以上	3点	実員に占める3歳児の実員の割合が、20%以上25%未満	2点	実員に占める3歳児の実員の割合が、20%未満	1点
	評価点	実員に占める3歳児の実員の割合が、25%以上	3点							
実員に占める3歳児の実員の割合が、20%以上25%未満		2点								
実員に占める3歳児の実員の割合が、20%未満		1点								
補助対象園児数	3歳児の定員内実員 ただし、歳児別定員の定めがない園（小規模園及び複式学級編制園）の3歳児の定員は、全ての認可定員を3で除した数とする（小数点以下切捨て）。									

(3) 加算要素

要素区分	算出方法等
処遇改善要素	補助制度 令和5年度を基準年度として、通常のベースアップ・定期昇給を超える給与改善（給与規定に基づく本俸・賞与のさらなる上乘せ、新たな手当の創設等）の取組みを行う私立幼稚園に対して補助を行う。（以下、処遇改善①とする） また、令和4年2月より開始された国による処遇改善（以下交付金事業という）が令和4年12月で終了となったため、令和5年1月以降については経常費補助金で補助を行う。（以下、処遇改善②とする） 算出方法 処遇改善① $\boxed{\text{補助単価}} \times \boxed{\text{専任教員数}}$ 処遇改善② $\boxed{\text{補助単価}} \times \boxed{\text{補助対象教員数}}$（千円未満切捨て） 補助単価 処遇改善① 4万3千円 （全園の専任教員の前年度年間平均給与額 $\times 2\% \times 1/2$） 処遇改善② 専任教員 7万2千円 （交付金事業月額9,000円 $\times$ 公費負担 $2/3 \times 12$ か月） 専任以外の教員 専任以外の教員に対し園が実施する処遇改善額の平均 補助の要件 （1）処遇改善①・処遇改善②の共通要件 ●対象者（補助対象教職員） 幼稚園に勤務する教職員（非常勤を含み、当該幼稚園の園長を除く。） ●対象園 以下の要件を満たしていること。 ・令和4年2月以降、教職員に対する賃金改善を実施していること。 ※賃金改善とは、交付金事業及び本事業の実施により、教職員について、通常のベースアップ・定期昇給相当額を超えて、賃金を引き上げること。 ・本事業による賃金改善に係る計画の具体的な内容を教職員に周知していること。 ・本事業による補助額は、教職員の賃金改善に全額充てること。 ・交付金事業並びに前年度の本事業による処遇改善の水準を低下させていないこと。 ・給与改善が一時的なものでなく後年度にわたり同じ賃金改善を維持すること。 ・令和6年度の賃金に関する規程について、令和5年人事委員会勧告等を受けた引下げに関わらず、当該引下げに係る分を賃金水準に反映していないこと（該当がある場合に限る）。 （2）処遇改善①の要件 ●対象園 令和5年度から、通常のベースアップ・定期昇給相当の改善率0.5%を改善率計算対象教員全体で超過していること、及び改善率計

要素区分	算出方法等																				
	算対象教員※のうち、過半数が上記の改善率を超えること。 ※改善率計算対象教員 今年度の経常費補助金の専任教員要件を満たす教員のうち、下記の条件に該当しない者。 ・当該幼稚園の園長 ・当該期間（R5・R6）途中の採用、退職、休職（産休育休含む）者（令和5年5月1日採用者、令和7年3月末退職者等、対象期間全額給与が支給される者は計算対象に含む。） （３）処遇改善②の要件 ●対象園 共通の要件に加えて以下の要件を満たしていること。 ・本事業による賃金改善が賃上げ効果の継続に資するよう、最低でも賃金改善の合計額の３分の２以上は、基本給又は決まって毎月支払われる手当の引上げにより改善を図ること。																				
免許要素 （一種免許状等の保有の促進分）	<table> <tr> <td>算出方法</td><td>下記単価による</td></tr> <tr> <td>補助単価</td><td>5万円</td></tr> <tr> <td>補助対象</td><td>幼稚園教諭一種免許状若しくは幼稚園教諭専修免許状を取得している専任教員（専任園長を含む）の配置がある園を対象とする。</td></tr> </table>	算出方法	下記単価による	補助単価	5万円	補助対象	幼稚園教諭一種免許状若しくは幼稚園教諭専修免許状を取得している専任教員（専任園長を含む）の配置がある園を対象とする。														
算出方法	下記単価による																				
補助単価	5万円																				
補助対象	幼稚園教諭一種免許状若しくは幼稚園教諭専修免許状を取得している専任教員（専任園長を含む）の配置がある園を対象とする。																				
地域子育て要素	<table> <tr> <td>算出方法</td><td>下記単価による</td></tr> <tr> <td>補助単価</td><td>20万円</td></tr> <tr> <td>補助対象</td><td> 下記、A～Fのいずれかの事業を実施している園を対象とする。 ※ただし、預かり保育事業・キンダーカウンセラー事業は除く。 <table> <tr> <th></th><th>対 象 事 業</th></tr> <tr> <td>A</td><td>園庭等開放事業</td></tr> <tr> <td>B</td><td>子育て支援の親子登園等（未就園児は親同伴のみ対象）</td></tr> <tr> <td>C</td><td>保護者同士の交流事業</td></tr> <tr> <td>D</td><td>地域での幼児教育に関する情報交換の場の提供</td></tr> <tr> <td>E</td><td>幼児教育に関する各種講座の開催</td></tr> <tr> <td>F</td><td>相談事業（突発的なものは除く）</td></tr> </table> </td></tr> </table>	算出方法	下記単価による	補助単価	20万円	補助対象	下記、A～Fのいずれかの事業を実施している園を対象とする。 ※ただし、預かり保育事業・キンダーカウンセラー事業は除く。 <table> <tr> <th></th><th>対 象 事 業</th></tr> <tr> <td>A</td><td>園庭等開放事業</td></tr> <tr> <td>B</td><td>子育て支援の親子登園等（未就園児は親同伴のみ対象）</td></tr> <tr> <td>C</td><td>保護者同士の交流事業</td></tr> <tr> <td>D</td><td>地域での幼児教育に関する情報交換の場の提供</td></tr> <tr> <td>E</td><td>幼児教育に関する各種講座の開催</td></tr> <tr> <td>F</td><td>相談事業（突発的なものは除く）</td></tr> </table>		対 象 事 業	A	園庭等開放事業	B	子育て支援の親子登園等（未就園児は親同伴のみ対象）	C	保護者同士の交流事業	D	地域での幼児教育に関する情報交換の場の提供	E	幼児教育に関する各種講座の開催	F	相談事業（突発的なものは除く）
算出方法	下記単価による																				
補助単価	20万円																				
補助対象	下記、A～Fのいずれかの事業を実施している園を対象とする。 ※ただし、預かり保育事業・キンダーカウンセラー事業は除く。 <table> <tr> <th></th><th>対 象 事 業</th></tr> <tr> <td>A</td><td>園庭等開放事業</td></tr> <tr> <td>B</td><td>子育て支援の親子登園等（未就園児は親同伴のみ対象）</td></tr> <tr> <td>C</td><td>保護者同士の交流事業</td></tr> <tr> <td>D</td><td>地域での幼児教育に関する情報交換の場の提供</td></tr> <tr> <td>E</td><td>幼児教育に関する各種講座の開催</td></tr> <tr> <td>F</td><td>相談事業（突発的なものは除く）</td></tr> </table>		対 象 事 業	A	園庭等開放事業	B	子育て支援の親子登園等（未就園児は親同伴のみ対象）	C	保護者同士の交流事業	D	地域での幼児教育に関する情報交換の場の提供	E	幼児教育に関する各種講座の開催	F	相談事業（突発的なものは除く）						
	対 象 事 業																				
A	園庭等開放事業																				
B	子育て支援の親子登園等（未就園児は親同伴のみ対象）																				
C	保護者同士の交流事業																				
D	地域での幼児教育に関する情報交換の場の提供																				
E	幼児教育に関する各種講座の開催																				
F	相談事業（突発的なものは除く）																				

要素区分	算出方法等													
学校安全要素	算出方法	下記単価による												
	補助単価	<table><tr><td></td><td>事業の内容</td><td>単価</td></tr><tr><td rowspan="4">A</td><td>i) 防災教育の実施</td><td>2つ：20万</td></tr><tr><td>ii) 交通安全教育の実施</td><td>3つ：30万</td></tr><tr><td>iii) 防犯教育の実施</td><td>4つ：40万</td></tr><tr><td>iv) 緊急通報システム（※）の導入</td><td></td></tr></table>		事業の内容	単価	A	i) 防災教育の実施	2つ：20万	ii) 交通安全教育の実施	3つ：30万	iii) 防犯教育の実施	4つ：40万	iv) 緊急通報システム（※）の導入	
		事業の内容	単価											
A	i) 防災教育の実施	2つ：20万												
	ii) 交通安全教育の実施	3つ：30万												
	iii) 防犯教育の実施	4つ：40万												
	iv) 緊急通報システム（※）の導入													
補助対象	対象期間中に、i)～iv)の事業を2つ以上実施している園を補助対象とする。 ※【緊急通報システムとは】 ・不審者の侵入防止を目的として、機械的な装置等を用いることで園を警備状態におき、異常発生時には警備会社等に発報され、警備会社等からの駆け付けが行われるシステム ・不審者の侵入時あるいはその恐れがある時に、通報ボタンを押すだけで非常事態を自動的に110番へ緊急通報するシステム等													
職業・ボランティア・文化・健康・食等の教育の推進要素	算出方法	下記単価による												
	補助単価	26万円												
	補助対象	下記、A～Eの事業を1学年全員若しくは複数学年全員が、年に計3回以上実施していること。なお、同一の事業を複数回行う場合も含む。 <table><tr><td></td><td>対象事業</td></tr><tr><td>A</td><td>多様な職業体験</td></tr><tr><td>B</td><td>自然体験活動</td></tr><tr><td>C</td><td>ボランティア活動</td></tr><tr><td>D</td><td>伝統文化に関する活動の体験・習得</td></tr><tr><td>E</td><td>栄養教諭の活用など食に関する指導の充実</td></tr></table>			対象事業	A	多様な職業体験	B	自然体験活動	C	ボランティア活動	D	伝統文化に関する活動の体験・習得	E
	対象事業													
A	多様な職業体験													
B	自然体験活動													
C	ボランティア活動													
D	伝統文化に関する活動の体験・習得													
E	栄養教諭の活用など食に関する指導の充実													

(4) 調整措置

要素区分	算出方法等									
定員管理 調整	調整方法	実園児数が定員を超過している園については、次の算式により算出した額を配分額から除く。 調整額×（園児数－定員）（千円未満切捨て）								
	調整額	1人当たり予算単価（令和6年度：206,689円）								
36人以上学級 調整	調整方法	園児数が35人を超える学級がある場合は、次の算式により算出した額を配分額から除く。 ※園児数の算出にあたっては5月1日時点で在籍する園児の退園は考慮しない。 調整額×35人を超える学級数								
	調整額	1学級あたり90万円								
小規模 学級調整	調整方法	学級別実員が、満3歳児・3歳児9人以下、4歳児・5歳児・複式14人以下の学級がある場合は、次の算式により算出した額を配分額から除く。 調整額×小規模学級調整に該当する学級数								
	調整額	1学級あたり53万円 （全園の専任教員の前年度年間平均給与額の1／8）								
園長研修 調整	調整方法	4月～11月の期間内に園長（専任・兼任を問わない）が対象研修に参加していない園は、次の額を配分額から除く。								
	調整額	40万円								
	対象研修	国、地方公共団体、公益法人等、及び教職員等で構成される教育・研究団体、私立学校の振興を図ることを目的とする団体が主催する研修。 ただし、新規採用教員研修、学校内のみで実施される研修（主催者が当該学校、当該学校と同一学校法人である場合を含む。）及び園長の資質向上に繋がらない状況報告会、説明会等を除く。								
情報公開 調整	調整方法	各園の財務情報（貸借対照表、収支計算書及び内訳書、財産目録、事業報告書、監査報告書）及び学校評価をホームページに掲載しておらず、関係者以外にも広く一般に公開する体制を整えていない園は次の額を配分額から除く。								
	調整額	<table><tr><th>情報公開の種類</th><th>調整額</th></tr><tr><td>財務情報</td><td>100万円</td></tr><tr><td>学校評価（自己評価）</td><td>200万円</td></tr><tr><td>学校評価（学校関係者評価）</td><td>100万円</td></tr></table>	情報公開の種類	調整額	財務情報	100万円	学校評価（自己評価）	200万円	学校評価（学校関係者評価）	100万円
情報公開の種類	調整額									
財務情報	100万円									
学校評価（自己評価）	200万円									
学校評価（学校関係者評価）	100万円									

要素区分	算出方法等
経営余力調整	調整方法 年間給与が1,200万円を超える教職員（専任・兼任）がある場合は、次の算式により算出した額を配分額から除く。 調整額 $\frac{1,200\text{万円超教職員の給与合計} - 1,200\text{万円}}{1,200\text{万円超教職員数}}$ (千円未満切り捨て)
通園バス管理調整	調整方法 園児の最長乗車時間が40分を超えて通園バスを運行している園については、次の算式により算出した額を配分額から除く。 調整額 $\text{配分小計} \times 3\%$ (千円未満切り捨て) ※配分小計については2頁のとおり $\{(\text{一般補助} + \text{特別補助}) \times \text{補正係数} \times \text{圧縮率}\} + \text{加算要素}$
一般管理調整	調整方法 園運営の適正化を図るため、所要の額を配分額から調整する。
最低保障調整	調整方法 園運営の安定性を確保するため、1学級当たりの補助額が、前年度のその額の一定の割合（保障率）で配分額を調整する。（千円未満切り上げ） 最低保障額の算式 $\frac{\text{前年度の経常費補助金額}}{\text{前年度の認可内実学級数}} \times 90\% \times \text{認可内実学級数} (\text{※1})$ (※1) 前年度の認可内実学級数が上限 ※最低限補助する額（2頁）との違いについて 「最低保障調整」が、前年度の補助額を一定以上で措置するものに対し、「最低限補助する額」は、前年度の補助額に関係なく、園に対して最低限補助する額として設定するもの。
補助限度額調整	調整方法 上記までの配分額が次の算式を超える場合は、超える額を配分額から控除する。 補助限度額の算式 $\frac{\text{前年度の補助対象経費決算額}}{\text{前年度の園児数}} \times \text{今年度の園児数} \times 50\%$